

仕様書

1. 件 名 細胞運命転換研究の支援業務 1 名の派遣

2. 目 的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）AMED 受託研究において遂行する「細胞運命転換を用いたがん研究」に関わる実験作業を担う即戦力としての人材を確保する目的である。

3. 業務内容

本業務に係る作業は、放射線規制科学研究部組織再生治療研究チーム所掌の以下の試験装置、作業エリア（実験動物管理区域を含む。）にて実施されるものである。

- ① マウス飼育および実験
- ② ヒトおよびマウス細胞培養、分子生物学、病理学、免疫学的実験
- ③ 実験データ整理
- ④ 研究業務全般の補助

具体的な作業は、以下のとおり。

- (1) マウス飼育作業：マウス系統の交配計画の立案、ケージ交換、給餌、給水瓶交換、飼育室の清掃作業等
- (2) マウス系統維持に伴う PCR によるジェノタイピング
- (3) マウスへの細胞移植、薬剤投与、手術、観察、計測、採血、解剖および組織の採取、組織から DNA、RNA 抽出等
- (4) ヒトおよびマウス初代培養細胞、癌細胞株等の培養および各種アッセイ
- (5) RT-PCR による遺伝子発現解析、ウエスタンブロッティング、ELISA、病理組織解析等の解析業務
- (6) 統計解析を含む実験データの取りまとめ
- (7) 居室、実験室清掃等

※マウスを用いる業務にあたっては動物管理区域に立ち入る。

4. 必要な要件

- (1) 大学卒業以上の学歴、並びに動物実験の基礎知識を有すること。
- (2) げっ歯類の飼育管理や実験（麻酔、手術、解剖、組織採取を含む）の業務経験を合計 3 年以上有すること。
- (3) 遺伝子改変動物の取り扱い経験および基礎知識があること。
- (4) Word、Excel、PowerPoint 等を使用し資料作成・データ整理の経験を有すること。
- (5) 周囲の職員と協力しながら業務を遂行できるコミュニケーション能力を有すること。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

放射線医学研究所 放射線規制科学研究部 組織再生治療研究チーム

(住所：千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1)

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

TEL：043-206-3220

7. 組織単位

放射線医学研究所 放射線規制科学研究部 組織再生治療研究グループ

8. 指揮命令者

放射線医学研究所 放射線規制科学研究部 組織再生治療研究グループ 盛武 敬

9. 派遣期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他QSTが指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QSTの業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1)就業時間：9：00から17：00まで（休憩時間60分を含む）、週5日

(2)休憩時間：12：00から13：00まで

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

管理部庶務課長

13. 人員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

14. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは60歳以上の者に限定するか否かの別：

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60歳以上の者いずれにも限定しない」

15. 服従等

- (1) 派遣労働者は、業務上知り得た情報を、QSTの許可なしに第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- (2) 派遣労働者は、QSTが定める諸規定を遵守し、とりわけ安全及び衛生管理の諸規定に従うこと。
- (3) QSTへの通勤は、公共交通機関を利用することとし、車通勤は認めない。
- (4) 派遣労働者はマウスおよびラットへのアレルギーがないこと。
- (5) マウス作業時のアナフィラキシー既往歴がないこと。
- (6) 一般健康診断、アレルギー検査については派遣元が負担し、特殊健康診断についてはQSTの負担とする。
- (7) 派遣労働者は、QSTの管理上の諸規程に従うほかQST担当職員とよく相談し、業務を効率よく遂行するものとする。
- (8) 業務遂行上得られた特許等知的所有権は、QSTに属するものとする。
- (9) 異常事態が発生した場合には、直ちに所定の連絡先に通報しその指示に従うものとする。
- (10) 派遣元は派遣労働者に、千葉地区遺伝子組換え実験安全管理規則および動物実験等実施に関する規則その他QSTの諸規程を遵守させるものとする。
- (11) 派遣元は派遣労働者に、安全管理を徹底させるほか職務態度等について万全の監督を行うものとする。
- (12) 在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。
- (13) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QSTの情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ①在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ②①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

16. 提出書類 派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

(提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出)

- (1) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前までに）
- (2) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (3) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）

- (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとすること。
- (7) その他契約上必要となる書類

※上記（4）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 業務遂行上派遣労働者が被った災害は、QST の原因に起因するものを除き、QST は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 業務開始後の教育訓練等は QST にて実施する。
- (3) その他、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、派遣先、派遣元双方が協議の上処理するものとする。
- (4) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知する。
- (5) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外での出張等を命ずることがある。この場合の交通費及び宿泊費については、QST で負担するものとする。
- (6) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (7) 派遣元は、派遣者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

（要求者）

部課（室）名：放射線医学研究所放射線規制科学研究部
組織再生治療研究グループ

氏 名：荒木 良子